

家畜衛生情報

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊の飼養衛生管理基準が改正されました

改定家畜伝染病予防法が7月1日に施行され、新しい飼養衛生管理基準が改正されました。一部の取組については猶予期間が設定されていますが、令和2年10月1日より運用が開始します。今後、家畜保健衛生所が各農場の対応状況を確認し、改善の必要がある場合には具体的な対応策について助言・指導を行うこととしています。

主な新基準（一部抜粋）

農林水産省 飼養衛生管理基準

検索

- 野生動物が口蹄疫等の病原体に感染したことが確認されている地域(=大臣指定地域)において以下の追加措置を講じ、その取組内容を習熟しておくこと。
- 当日に他の畜産関係施設や大臣指定地域に立ち入った者は等衛生管理区域に立ち入らせない。
- 大臣指定地域で収穫された農産物等を飼料、敷料等に利用する場合は、家保に助言を求め指導に従う。
- 放牧制限等があった場合に備え、家畜を収容できる避難用設備の確保等の準備(基準9:R3年10月1日施行)
- 衛生管理区域内の愛玩動物の飼養禁止(基準11)
- 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置が必要(基準16・17)
- 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等の実施が必要(基準35)

一部の牛等の伝染性疾病の名称が変わります！

先般の家畜伝染病予防法及び同法施行規則の一部改正により、伝染性疾病（監視伝染病）の名称について、国際的な名称の使用実態や、名称が社会に与える影響が大きいこと、日本獣医師会等から提言があったことを踏まえ、以下のとおり変更されました。

改正前	改正後
水胞性口炎	水疱性口内炎
ブルセラ病	ブルセラ症
結核病	結核
ピロプラズマ病	ピロプラズマ症
アナプラズマ病	アナプラズマ症
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛ウイルス性下痢
牛白血病	牛伝染性リンパ腫
牛丘疹性口炎	牛丘疹性口内炎
トリパノソーマ病	トリパノソーマ症
トリコモナス病	トリコモナス症
トキソプラズマ病	トキソプラズマ症
山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊関節炎・脳炎

外国からの従業員を受け入れていらっしゃる農家の皆様へお願い

～海外から口蹄疫、アフリカ豚熱などの病気を侵入させないために～

国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを従業員のみなさまに確認するようお願いいたします。また、ご家族等が肉製品を日本に送らないよう外国人の従業員のみなさまへ周知をお願いいたします。
※口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生地域からの肉製品は輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232